

1 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る
2 特定小売供給約款の特例認可等について
3

4 令和 7 年 12 月 10 日
5

6 電力・ガス取引監視等委員会事務局
7 取引監視課／ネットワーク事業監視課／総務課
8

(趣旨)

以下に記載する申請者から、2025 年 12 月 2 日～5 日付で経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料 3-1 のとおり、経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、ご審議いただく。

【申請者】

- みなし小売電気事業者（10 者）
・北海道電力株式会社
・東北電力株式会社
・東京電力エナジーパートナー株式会社
・中部電力ミライズ株式会社
・北陸電力株式会社
・関西電力株式会社
・中国電力株式会社
・四国電力株式会社
・九州電力株式会社
・沖縄電力株式会社

- 一般送配電事業者（10 者）
・北海道電力ネットワーク株式会社
・東北電力ネットワーク株式会社
・東京電力パワーグリッド株式会社
・中部電力パワーグリッド株式会社
・北陸電力送配電株式会社

- 33 • 関西電力送配電株式会社
- 34 • 中国電力ネットワーク株式会社
- 35 • 四国電力送配電株式会社
- 36 • 九州電力送配電株式会社
- 37 • 沖縄電力株式会社
- 38
- 39 ○みなしガス小売事業者（1者）
- 40 • 東邦瓦斯株式会社
- 41
- 42 ○一般ガス導管事業者（3者）
- 43 • 東京ガスネットワーク株式会社
- 44 • 大阪ガスネットワーク株式会社
- 45 • 京葉ガス株式会社

46 1. 今回の申請（30件）の概要

47 令和7年11月21日に閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策」における
48 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による電気・ガス料金の支援措置の実施に伴
49 い、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届け出た約款の遵守
50 義務を負う事業者から、当該約款以外の供給条件の認可等を受けるための申請（下記
51 （1）及び（2））があったもの。

52

53 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の概要



54

55 出典：資源エネルギー庁 エネルギー価格の支援についてHP

56 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/gekiken_lp/index.html)



57

58

59 出典：資源エネルギー庁 電気・ガス料金支援HP

(<https://denkigas-gekikenkanwa.go.jp/>)

60 (1) 電気

61 ①特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者）（10件）

62 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の
63 規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第
64 21条第1項ただし書の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場
65 合における供給条件の認可を受けるための申請

66 ②最終保障供給約款関係（沖縄を除く一般送配電事業者）（9件）

67 電気事業法（昭和39年法律第170号）第20条第2項ただし書の規定により、最終
68 保障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるため
69 の申請

70 ③離島等供給約款関係（中部、関西、四国を除く一般送配電事業者）（7件）

71 電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、離島等供給約款により難い特別の
72 事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

73 (2) ガス

74 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係（みなしガス小売事業者）（1件）

75 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第4
76 項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業
77 法第20条ただし書の規定により、指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事
78 情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

79 ②最終保障供給約款関係（一般ガス導管事業者）（3件）

80 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第51条第2項ただし書の規定により、最終保
81 障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための
82 申請

88 2. 申請に係る供給条件の概要

89 (1) 電気

90 ①低圧

91 令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間に使用される電
92 気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
93 って算出した燃料費調整単価から4.5円/kWhを差し引いた額とする。

94
95 令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間に使用される電
96 気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
97 って算出した燃料費調整単価から1.5円/kWhを差し引いた額とする。

98
99 ※定額制供給については、契約種別ごとに、特定小売供給約款及び離島等供給約款
100 に従って算出した燃料費調整単価から、特定小売供給約款及び離島等供給約款に
101 定める単価の算定諸元として用いられた販売電力量（みなしkWh）に、令和8年1
102 月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間は4.5円/kWh、令和8年
103 3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間は1.5円/kWhを乗じた
104 額を差し引いた額とする。

105
106 ②高圧

107 令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間に使用される電
108 気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等
109 供給約款に従って算出した燃料費調整単価から2.3円/kWhを差し引いた額とする。

110
111 令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間に使用される電
112 気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等
113 供給約款に従って算出した燃料費調整単価から0.8円/kWhを差し引いた額とする。

114
115 (2) ガス

116 料金算定期間の末日が令和8年2月1日から3月31日に属する料金算定期間においては、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位
117 料金又は調整単位料金から18.0円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料
118 金とする。

120

121 料金算定期間の末日が令和8年4月1日から4月30日に属する料金算定期間において
122 は、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料
123 金又は調整単位料金から6.0円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金と
124 する。

125

126 ※大阪ガスネットワークは、料金システム上、基準単位料金又は調整単位料金から直
127 接18.0円/m³又は6.0円/m³を引くことができないため、LNG価格やLPG価格の入力
128 値を調整することで値引き単価を調整するため端数が生じる。なお、当該端数につ
129 いても、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の対象となっている。

130

131 3. 約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

132 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の実施について、電気・ガス料金の値引きを通
133 じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅
134 速に支援を届けるよう経済産業省から関係事業者に対する要請が行われたことを受け、
135 応急かつ暫定的な措置として本措置が必要。

136

137 4. 経済産業大臣への回答について

138 本申請（30件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの
139 審査基準に照らし、特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支
140 えないものと考えられる。

141 これを踏まえ、資料3-2のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可
142 等をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

143

144 参考：関係条文

145 (1) 電気

146 ①特定小売供給約款関係

147

148 ○旧電気事業法

149 第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第
150 四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第
151 第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条
152 第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要
153 （特定規模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行
154 うとき、及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合において、
155 経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の規
156 定による変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、こ
157 の限りでない。

158

159 ○電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基
160 準等（平成28年3月28日制定）

161 第1 審査基準

162 (6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給
163 条件の認可

164 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認可に
165 係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところ
166 であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

167 ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金
168 を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

169 ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行う
170 ことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味
171 な場合

172 ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電
173 気事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に
174 料金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の原価
175 の変動による料金の変更を行う場合を除く。）

176 ②最終保障供給約款関係

177

178 ○電気事業法

179 第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定
180 め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならな
181 い。これを変更しようとするときも、同様とする。

182 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
183 「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはな
184 らない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、
185 経済産業大臣の承認を受けた供給条件により最終保障供給を行うときは、こ
186 の限りでない。

187 3・4（略）

188

189 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準（平成12年7月1日制
190 定）

191 第1 審査基準

192 （15）第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

193 第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に係る審査
194 基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的
195 には、例えば、天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時
196 的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合とする。

197

198 ③離島等供給約款関係

199

200 ○電気事業法

201 第二十二条 一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定
202 め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならな
203 い。これを変更しようとするときも、同様とする。

204 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
205 「離島等供給約款」という。）以外の供給条件により離島等供給を行つてはならな
206 い。ただし、その離島等供給約款により難い特別の事情がある場合において、経
207 濟産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、
208 この限りでない。

209 3・4（略）

210

211 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等（平成12年7月1日制
212 定）

213 第1 審査基準

214 （17） 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認

215 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基
216 準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的に
217 は、例えば、次のような場合とする。

- 218 ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
219 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- 220 ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島等の需要家と一律の取引を行うことを
221 前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

222 (2) ガス

223 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係

224

225 ○旧ガス事業法

226 第二十条 一般ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）又は第十七条第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、その供給区域における一般の需要に応じガスを供給してはならない。ただし、大口供給を行う場合においてその供給の相手方と合意したとき、又は特別の事情がある場合において経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

227

228

229

230

231

232

233

234 ○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審

235 査基準等（平成29年3月31日制定）

236 第1 審査基準

237 (6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

238 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害

239 を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガ

240 ス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等につ

241 いて、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガ

242 スの使用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供

243 約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否

244 か、旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの

245 使用者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

246

247 ②最終保障供給約款関係

248

249 ○ガス事業法

250 第五十一条 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件に
251 ついて約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出
252 なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

253 2 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
254 「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行っては
255 ならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合にお
256 いて、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を
257 行うときは、この限りでない。

258 3・4（略）

259

260 ○ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12年10月2
261 日制定）

262 第1 審査基準

263 （17）法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

264 法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に当たつ
265 ては、同項ただし書に基準が定められているところであり、例えば、以下のよう
266 な約款として定めるになじまない場合か否かを判断するものとする。

267 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
268 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

269

270